

DIO

DATA資料 INFORMATION情報 OPINION意見

第37巻第4号通巻396号

連合総研レポート

2024年4月号

No. 396

特集

文化芸術と社会

勤労者・生活者のユーダイモニアのために

解題

今こそ社会にアートを

松岡 康司…………… 4

寄稿

現代社会における
芸術文化の役割と可能性

吉澤 弥生…………… 7

well-becoming-with :
わかりあえない他者がわかちあうこと

ドミニク・チェン……………11

文化芸術と地域のつながり

～地域に暮らす人々のQOL向上を文化芸術の力で～

古賀 弥生……………15

労働文化運動の展望

篠田 徹……………19

巻頭言……………2

労働とアートと
～危険との隣り合わせ～

九段南だより…………… 24

被用者の被扶養者の医療保障

最近の書棚から…………… 25

後藤 励／井深 陽子著
『「健康経済学」市場と規制のあいだで』

今月のデータ……………26

文化庁「文化に関する世論調査報告書」
文化芸術の鑑賞動向
—地域と世代、そしてアニメーション—

事務局だより…………… 28

ホームページもご覧ください

<https://www.rengo-soken.or.jp/>

フリーランスという言葉に皆さんはどういう印象をお持ちでしょうか？

私がこの言葉を最初に耳にしたのはずいぶん前のことですが、記者やアナウンサー等メディア関係に従事される方々が、その所属会社を離れて一人で活動されるというケースについてだったと思います。

独り立ちをしてもやっていける、あるいはその方がむしろ力を発揮できるというスタイルで、それだけの実力と人気を兼ね備えた存在、ある種のカッコ良さを象徴する言葉に感じられたものです。

今でもそういう、束縛されない自由なスタイルという良さげな響きはあるのかもしれませんが、一方では、束縛されないどころか、発注元の横暴さにさいなまれる不幸な働き手という実態もかなりの範囲で明らかになっていることはご承知のとおりです。

働き放題でいいわけがない

問題が顕在化しているものの多くは、フリーランス＝事業主とは名ばかりの、どうみてもその働き方は労働者性を帯びているというものであり、語感の雰囲気と実態とのねじれの根っ子がここに 있습니다。そしてそのねじれは様々な側面に広がっているわけですが、その主要な一つに労働時間の問題があります。

ただ単に事業に関する契約関係であれば労働時間の多寡の問題は俎上に上がらないということになるのでしょうか。しかし、その契約関係が、従属性・反復性の強さ等から労働者性そのものの働き方を前提としている場合は本来の労働時間法制の守備範囲に置かれるべきものでしょうし、そうでない本当の意味でのフリーランスであったとしても、働き放題で健康を害することは、あってはならないことだと思います。

そもそも労働時間に規制を加えるということが、働く者の命と健康を守るためであるとすれば、どんな働き方であっても、一定の考え方のもとでの制約・ルールが必要なことは変わらないはずですが。

睡眠時間の確保や、それを成り立たせる決め手ともいうべきインターバル規制など、

あらゆる働き方を通じてビルトインさせていくことは、文明社会の発展のためには不可欠なのではないでしょうか？

危険をはねのけるには？

わが国はいまだに年間百数十件の過労死・過労自殺があとをたないという、世界でもまれな国です。

その背景として認識すべきことの一つに、私たち日本人の性格として、多くの場合、労働そのものに価値をこめるということがあります。職務にこめる知恵と工夫であり、達成感であり、自己実現という側面です。どんな仕事内容であっても、日本人の働き方にはこの色合いが濃厚です。それ自体は労働の質を高めることにもつながり、プロジェクトX的な数々の美談も残しつつ、まさに日本ならではの国力を形成してきたことは事実です。しかし忘れてはならないことは、そういった素晴らしさを持つ一方で、この特質自体が、長時間労働の温床になりかねない危うさを持っているということです。

このような働き方の追求～自己実現の世界は、そのこと自体が一種のアートの世界といえるのではないのでしょうか。集中力や感性をフル稼働して一つの財を創造するのですから。職人技の世界とはまさにその粹でしょう。そして芸術・芸能等、アートそのものをなりわいとしている業種に特に長時間労働の傾向が強いということもむべなるかなです。

どうしたらその危うさをはねのけられるか？

答えは一つしかないのではないのでしょうか。労働組合を組織することです。そして使用者との間で労働時間管理・健康時間管理のルールを設定することです。使用者概念があいまいな場合であっても、健康時間管理におおいに関わる事柄については契約先としっかりと交渉をし、ルールを設定する力を持つことが肝要なのではないでしょうか。

特集

文化芸術と社会

勤労者・生活者の ユーダイモニアのために

アート(=芸術)を辞書で引くと、「一定の材料・技術・身体などを駆使して、鑑賞的価値を創出する人間の活動およびその所産」とある。人類がみずからの手で築き上げてきた有形・無形の成果の総体である文化との関係で見れば、その形成の中核を担ってきたのがアートであり、それは私たちの習慣、信念、価値観の一部を反映している。つまり、人間が人間らしく生きる上でアートは必要不可欠なものである。

今回の特集では、アートの置かれている現状を踏まえるとともに、個々人から社会や地域、労働運動における文化芸術との関わりを幅広く取り上げ、アートを身近なものとしてとらえ直す示唆や事例を各識者からご寄稿いただいた。勤労者・生活者のユーダイモニア(人生の意義、社会的つながり)の向上につながる政策検討の一助になれば幸いである。

今こそ社会にアートを

連合総研主任研究員
松岡 康司

I 日本の文化政策の現状

日本の文化やアートなどのコンテンツは、2000年代初頭にアニメや日本食などがクールジャパンと称されるなど、国内外において日本の芸術文化、生活文化に一層の注目が集まった。

政府においても2000年代初頭より、クールジャパンに関する提言、政策を打ち出してきた。2013年には、海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)が設置され、文化・コンテンツを扱う事業への投資(支援)が開始された。日本経済への波及に資する役割発揮を期待されたクールジャパン機構は、現在、累積赤字を抱え、機構の廃止も含めて検討という状況にあるが、日本の芸術文化、生活文化に対する国内外の評価の高さは変わってはいない。

昨今の政府の文化政策について、吉澤論文では、2017年に文化芸術振興基本法が一部改正され、文化芸術基本法が施行されたことに着目する。基本法では「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」とあるが、国の責務は「文化・芸

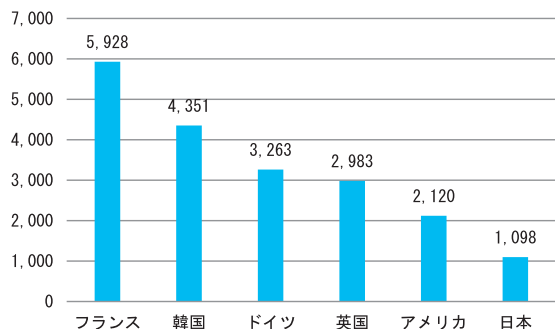
術活動の環境整備に限定的」であり、表現に関する「自由権」的な側面への対応の遅れを指摘している。

加えて、公立の芸術文化施設が経済性を強いられる状況についても、コンテンツや展示が偏ることや、コスト重視の管理業者が事業運営を担うことで本来の専門性が損なわれる事態につながると警鐘を鳴らす。

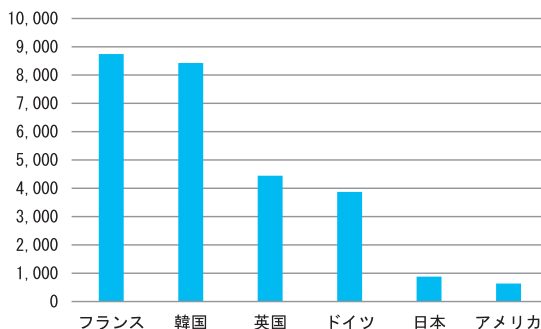
昨年、貴重かつ膨大なコレクションの保管が危機的な状況にあるとして、国立科学博物館がクラウドファンディングを実施したのは記憶に新しいところだが、日本政府の文化支出額は、2003年以降は1000億円以上を保っているものの、英国、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国と比較した場合にもっとも低く(図表1)、政府予算に占める割合も、国民一人あたりの額も米国について低い状況(図表2)が判明している。

吉澤論文ではこの状況を「総じて日本の文化政策の基盤は脆弱と言わざるをえない」と喝破。法改正で公の芸術文化施設の民営化が進められたことがその要因とし、「経済的な成果主義が徹底されることによる弊害」と厳しく指摘している。

図表1 文化歳出予算額 (億円)



図表2 国民1人あたりの額 (円)



※国により政策対象範囲が異なるため、単純に比較できないことに留意
※2022年の値で比較

出典：図表1、2ともに文化庁「文化芸術関連データ集」(2024年)を参考に筆者が作成

2 社会課題と対峙するアート

文化芸術と社会の関わりにおいて、筆者の強い関心事項として政治との関係がある。とりわけ印象深かったのは、2016年に政治団体「SEALDs¹」の当時中心的なメンバーであった奥田愛基氏のフジロックフェスティバル²への出演を巡り、「音楽に政治を持ち込むな」とSNSを中心に大きな論争となり、マスメディアでも取り上げられたことである。筆者は「音楽に政治を持ち込むな」という言葉に強い違和感を持つ。グラミー賞を獲得した著名なポップシンガーが2016年の米国大統領選挙で、当時の民主党候補の支援を表明したことが選挙結果に少なからず影響を与えたように、欧米のアーティストが政治的発言をすることはさして珍しいことではない。日本では「政治と宗教と野球の話はしない方がいい」と昔から言われるように、支持政党を明かさないのが円滑な人間関係を維持し、社会でのマナーとみなされているが、日本の民主主義の成熟度や投票率の低さなどが取り出されるたびに、このような慣習を変えていく必要性を感じる。

吉澤論文の最後に、飯山由貴氏のイスラエルのパレスチナ侵攻への抗議文の読み上げと遠藤麻衣氏と百瀬文氏による同抗議のパフォーマンスを取り上げている。これらの行為は予告なしで行われたが、美術館側は表現自体を尊重する観点からそれら行為を止めることをしなかった。吉澤論文は、「社会における芸術文化の可能性と役割は、それが『個人の表現』に基づくものという認識を持つところから考え直す必要があるのではないか」と述べている。

米国のアフロアメリカンのジャズ歌手で、1960年代の黒人公民権運動にも参加したニーナ・シモン³は生前、「自分たちが生きている時代や現状を作品に反映させる、それが(アーティストとしての)自分の使命」という言葉を残している。筆者もアートやアーティストが古い慣習を破壊し、新しい社会の認識(文化)の流れを、先陣を切って作り出す宿命があるものと考えている。

3 アートと人の新しい関わり

昨今、アートと健康、ウェルビーイングとの関係に注目が集まっている。そのきっかけは、2019年11月にWHO(世界保健機関)による「健康とウェルビーイング向上におけるアートの役割」のレポートにおいて、認知症などの病気の予防、孤独や社会的孤立など身体的、精神的健康にアートが良い影響を与える

可能性が示されたことによる。本レポートでは、個人や地域、国レベルでアートと健康をしっかりと結びつけていくことが奨励されており、すでに海外では、美術館や自治体はもちろんのこと、政治家もアートを政策に落とし込み、実践につながっている事例もある。

チェン論文では、アートとウェルビーイングの関係を論じる前提として、「良い状態」(well-being)を考える上で「悪い状態」(ill-being)の次元を切り離すことはできないことから、「重要なのは良い状態の原因を探ることではなく、悪い状態をどう生きるか」だとしつつ、彼が受け持つ大学ゼミでの体験、とりわけコロナ禍から得た示唆より、個々人の感じる違和感や違和感を始まりとした創作がいか「becoming-with(環境と他者と共に、よくなること)」となるのかを論じている。さらにチェン論文では、芸術の創作や鑑賞のもたらす精神看護的なセラピー効果などの知見が産業に転用されることで個人に閉じた自己啓発の情報として受容されやすいことを懸念するとともに、日常生活のかすかな違和感や気付きを掬い、発せられた表現に互いに注意を払い、耳を傾けあうことが「well-becoming-with」という姿勢であると強調し、万人に開かれている方法論であるとしている。

筆者はアートをウェルビーイング向上の施策とし具体化する際に、チェン論文が主張する「well-becoming-with」の姿勢を施策に落としこむことは重要であると考えている。

また、地域に目を向けると「文化は『ともに生きる社会基盤の形成』(文化庁)」の実践の場として、地域における芸術文化の活動も年々盛んになっている。事例としては2000年代中頃から、ビエンナーレ、トリエンナーレの実施数の増加や規模の拡大などが見られ、地元自治体でも、地域の活性化にもつなげようと積極的な取り組みがみられる。

古賀論文では、地域と文化芸術のつながりについて、文化芸術の側から地域へ向けて発信されるベクトルと、地域の側が文化芸術の持つ力を活用し文化芸術による地域活性化を図ろうとする2つのベクトルがあるとしている。その中で、一市民も文化芸術の主体として重要な役割を担うと述べ、特に後者のベクトルの例として、地域で孤立しがちな子育て世代や難病を抱えた住民を対象とした地域交流にアート(主にダンス)を生かしている事例2件を紹介している。これらの事例は、アートとは決して著名なアーティストだけの高尚なものではなく、その本質は他者とのコミュニケーションにあるとの示唆であるとともに、チェン論文の「well-becoming-with」と同様に市井の人々のユーダイモニア(人生の意義、社会的つなが

り)にアートを積極的に生かしていくとの意見提起と受けとめたい。

さらに古賀論文では、文化芸術によって地域や都市の課題の発見やその解決に向けた取り組みが喚起され、経済効果もたらされると述べられる。アーティストと地域住民による壁画の制作や観光客誘致など、地域の再活性化に芸術文化の創造性を活用することを「街づくり」の手法の一つとして積極的に評価している。

4 労働とアート

(1) アート労働の課題

文化芸術の担い手については、主にフリーランスが多いのが特徴であるが、個々人のスキルや感性などに依るアートの性質上、やりがい搾取やハラスメントが発生しやすい環境にあり、アニメーターをはじめとする低賃金やパワハラ、セクハラ、長時間労働の実態が報道に取り上げられる頻度も増えてきており、大きな問題になっている。昨今の人手不足もあり、とりわけ地域においては芸術文化、生活文化の保護・技術の継承は深刻な問題となっている。

吉澤論文では、アートを担う人たちの不安定な就業形態に伴う課題がコロナ禍で顕在化したことを受け、2023年にフリーランス新法が成立したが、仲介業者への規制の必要性や、従来の判断基準では「労働者」に該当しないフリーランスが少なくないとの課題を指摘している。加えて、芸術文化にかかわる仕事は「身体的能力に加え創造性や想像力、感情や知性、コミュニケーションスキルを24時間態勢で切り売りする仕事であり、仕事の内容においても就労の不安定さにおいても地続き」とであると指摘。ケア労働なども含めて、こうした労働の在り方がネオリベリズム経済のもと、グローバルに拡大していることに危機感を募らせている。

(2) 労働組合におけるアート

労働組合における文化活動については、戦後、新しい文化を労働者自身が担うことを掲げ、芝居や映画演劇、コーラス、ブラスバンド、ダンスパーティなど、労働組合の文化活動が勃興した。これらの文化活動(サークル活動)は、1950年代の前後労働運動の成長発展とともに拡大するとともに、サークル活動を下地とした組織基盤の強化など、一部に職場闘争の中で役割を果たす成果もあったが、バブル崩壊以降、労組の運動の重点が雇用確保、事業対策に移行する中、下火になっていった。

篠田論文では、労働文化を助け合い分ち合いとい

う価値観を大切にした労働者の生き方・暮らし方と幅広に定義するとともに、米国の有名大学で起きている大学院生の組織化を事例に、労働組合の最大の課題である組織化における労働文化が果たしている役割に言及する。社会的課題に関心のある米国の若者が、労働組合を作り課題解決を図ること、つまり連帯すること自体が労働文化として受け入れられているという指摘である。

ボブ・ディラン⁴が1983年に発表したアルバム「Infidels」に収録されている一曲「Union Sundown」で彼はこのように歌っている。

労働組合、日が沈む

USA製品消えていく

うまい仕組みがあったんだが

強欲さにつぶされた

(ボブ・ディラン/佐藤良明訳「The Lyrics」より引用)

米国の労働組合の衰退を歌ったこの曲の発表から約40年。先述した大学院生の組織以外にも米国ではテック企業やメガベンチャーで労働組合が結成されるなど、今、労働組合の存在感が増しつつある。一方、40年前の日本はバブル期に入る直前で、労働組合の活動も「Sundown」していく米国とは対照的に「Sunrise」していくわけだが、バブル崩壊以降の労働組合運動の苦戦は周知の通りである。昨今、日本でもストライキを行使する労働組合が話題となったが、「ストライキは迷惑」という意識が消費者はもとより労働組合側にも見受けられる。篠田論文では、ストライキやピケも米国の若い世代にとっては労働文化と受けとめられていると考察している。労働文化が仲間と仲間を結ぶ「接着剤」の役割を担うとき、日本の労働組合運動が再び「Sunrise」するにちがいない。

1 (Students Emergency Action for Liberal Democracy - s) 10代後半から20代前半の若者を中心に、2015年5月から2016年8月まで活動していた日本の政治団体。2015年6月5日に成立した安全保障関連法に反対する国会前での抗議デモを主催したことも知られる。

2 日本の野外ロック・フェスティバルの一つで「フジロック」という愛称で知られる。1997年に山梨県の富士天神山スキー場で初開催された。1999年からは、毎年7月下旬または8月上旬に新潟県湯沢町の苗場スキー場で開催され、海外アーティストもふくめ200組以上が出演する。

3 (Nina Simone : 1933年2月21日～2003年4月21日) アメリカ合衆国のアフロアメリカンのジャズ歌手、フォーク、ブルース、R&B、ゴスペル歌手、ピアニスト、公民権活動家、市民運動家。1960年代の黒人公民権運動にも参加するなど精力的な活動を見せた。

4 (Bob Dylan : 1941年5月24日～) アメリカ合衆国のミュージシャン。グラミー賞やアカデミー賞をはじめ数々の賞を受賞し、ロックの殿堂入りも果たしている。2016年には歌手としては初めてノーベル文学賞を受賞している。

現代社会における 芸術文化の役割と可能性

共立女子大学 文芸学部 教授
吉澤 弥生

I 文化政策の展開

2017年、文化芸術振興基本法(2001～)が一部改正され、文化芸術基本法が施行された。改正の背景として文化庁は、社会の変化の中で「幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開が、より一層求められるように」なったこと、また2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機」とらえたことを挙げる。そして改正趣旨として「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野」と関連づけて施策を進めていくとしている。

近年の現場を見渡すと、各地の自治体主導の国際芸術祭は地域活性を掲げ、産業活性化や交流人口の増加などを成果にうたっている。商店街の空店舗を拠点とした参加型アートプロジェクトや、国内外からアーティストを招き滞在制作と交流を行うアーティスト・イン・レジデンス事業も各地にある。また、福祉現場での長年の蓄積をふまえ、2018年に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、厚生労働省と文化庁が文化芸術活動を通じた障害者のエンパワメント、社会包摂の取り組みを進めている。こうして見ると改正基本法は、同時代の芸術が何らかの社会的文脈のもとで制作・享受される、1990年代以降の「芸術の社会化」ともいえるべき現場の動向を後追いするものともいえる¹⁾。

ただ、「新たな価値の創出」のような、文化芸術を何らかの手段に位置づける政策のあり方には注意しなければならない。そもそも日本では戦時下、文化芸術は国民統制の道具だった。その反省から、戦後しばらくは文化政策ではなく文化行政という言葉が用いら

れ、国の施策は主に文化財保護に限定されていたのだ。地方自治体では1970年代から文化を通じた市民自治を目指すところも現れたが、基本理念や位置づけが明確に定義されないまま、各地で施設建設と非専門職員による事業が進められた。1980年代からは企業メセナが活発化しさまざまな文化イベントが展開され、企業の社会貢献という理念も広がっていく。そして国も、ユネスコが「文化的アイデンティティの尊重」などを文化政策推進の重点項目として定めたこと、またグローバル化に伴い文化芸術による対外政策が求められるようになったことを受け、文化政策の基盤整備に動き始めた。

基本法では施策対象として、芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他)、メディア芸術(映画、漫画、アニメーションなど)、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽などと幅広い分野を挙げている。そして推進にあたっては「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とする。ここで「権利」という言葉があるが、制定時から指摘されてきた問題の一つが、「文化権」の規定が不十分な点であった。藤野一夫によれば本来、行政や社会は「文化・芸術活動の環境整備や享受へのアクセス権」をコストを含めて保障する「社会権」的な側面と、表現に関する「自由権」的な側面との両立を目指さなければならない²⁾。しかし基本法に文化権という表現はなく、改正後は「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」との文言が加わったものの、国の責務はやはり「環境の整備」と限定的だ。

そして国の方針という点で重要なのは、基本法と

同時期に国立博物館・美術館の独立行政法人化(2001)、公立文化施設への指定管理者制度の導入(2004)と、公の芸術文化施設の民営化が進められたことである。当初から懸念されていたのは、経済的な成果主義が徹底されることによる弊害だ。実際、産業的に成功しているコンテンツに展示が偏ったり、コスト重視の管理者が事業運営を担うことで本来の専門性が損なわれたりといった事態も起きている。

文化予算はどうか。2022年度の主要国の国家予算を比較すると、日本の予算額は1098億円で、国家予算に占める割合は0.1%だった。金額の増減はあるが長年割合はこの水準である。その一方で同年、イギリスは2983億円(0.17%)、フランスは5928億円(0.81%)、ドイツは3263億円(0.46%)、アメリカは2120億円(0.02%)、韓国は4351億円(1.21%)と、なかでも韓国やフランスと比べると日本の予算規模の小ささが目を引く³。ドイツは州や地方自治体による政策が、アメリカは企業や市民の寄付が主体であることから単純比較は難しいが、総じて日本の文化政策の基盤は脆弱と言わざるをえない。

2 文化産業と労働

芸術文化を含む第三次産業は拡大を続け、今やその就業人口の割合は全体の7割を超える⁴。就業形態という点では非正規が多く、2018年の産業別非正規雇用の割合が高いのは、宿泊業・飲食サービス業(74.7%)、生活関連サービス業・娯楽業(57.7%)、そしてサービス業(49.9%)である⁵。

2020年のコロナ禍ではこうした産業従事者の苦境があぶり出された。なかでも芸術文化に携わる人々が発表機会と収入を絶たれたうえに「不要不急」との言葉に苦しめられた。そしてこのとき、非正規とともにフリーランスの問題にも光が当たる。後の調査によればフリーランスは全産業有業者の3.1%で⁶、職業別では美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者は7.6%、音楽家・舞台芸術家は1.1%であった⁷。非正規に関しては低賃金と社会保障へのアクセス困難が長らく指摘されてきたが、フリーランスにはそもそも「労働者」が歴史的に勝ち取ってきた諸権利がない。2023年にフリーランス新法が成立し、業務委託をする事業者に対し取引の適正化や就労環境の整備についての措置を講じることが定められたが、仲介業者への規制の必要性や、従来の判断基準では「労働者」に該当しないフリーランスが少なくないのではとの懸念がすでに示されている⁸。

こうした不安定労働の背景には、日本の雇用・社会

保障と人々の働き方の不都合があるが、これは女性に対する構造的差別でもある。「正社員＝男性＝一家の稼ぎ手」という性別役割分業にもとづく制度は、それを利用する人たちには経済的優遇をもたらしつつ、女性、若者、外国人といった人々を排除する。現在も働く女性の半分以上は非正規だ。またこうした状況下で女性は家事、育児、介護(ケアワーク)、自営業における家族の動員などの無償労働に従事する。これは自身や身近な他者が生きていくために不可欠な仕事だが、ここで掲げられる「愛」や自己犠牲や自発性といった大義名分は、「あたりまえの」「対価は必要ない」仕事であるという認識にすりかわってしまう。

さて、芸術文化従事者に関する実態調査はこれまでも行われてきた。まず、日本芸能実演家団体協議会は1974年から5年ごとに実演家(音楽、演劇、舞踊、演芸、演出・制作など)およびスタッフの活動と生活実態調査を行い、問題の可視化と政策提言を続けてきた⁹。また日本アニメーター・演出協会による実態調査(2009～)¹⁰、舞台芸術のマネジメント人材育成と労働環境整備を掲げるNPO法人Explatによる実態調査(2016)¹¹が、それぞれの分野における生活や労働の実態を明らかにしている。もちろん分野による違いや個人差はあるが、総じて長時間に及ぶ労働や作業、苦しい経済事情がみてとれる。3でも触れるが、芸術文化にかかわる仕事は、身体的能力に加え創造性や想像力、感情や知性、コミュニケーションスキルを24時間態勢で切り売りする仕事である。現代社会におけるサービス業やケアワークと、仕事の内容においても就労の不安定さにおいても地続きと言えよう。

こうした労働の仕方は、ネオリベリズム経済のもとでグローバルに拡大している。イギリスの文化研究者アンジェラ・マクロビーは、ファッションやアート業界のフィールドワークを通して、「創造的であれ」という絶え間ないメッセージが「自己実現」願望と結びつけられ、若者を劣悪な労働環境の中に追い込んでいくポスト・フォードイズム時代の政策と産業の問題を喝破した。また今なお構造的な女性差別が存在すること、イギリスやEUの文化政策が産業との結びつきをいっそう強めていることも指摘している¹²。

3 状況と対峙するアート

筆者は2009年頃から、公的なアートプロジェクトや文化施設で働く20～40歳代の人々に対し、労働状況のインタビュー調査を行ってきた。なかでもマネージャーは、交渉、連絡調整、リサーチ、広報、制作、ボラ

ンティアのマネジメント、書類作成など多岐にわたる作業を担うが、全体の業務量とスタッフ数が見合っていないことがほとんどで、長時間労働が常態化していた。仕事をもち帰る、タイムカードを早く打刻する「サービス残業」を強制されたケースもあった。生活も不規則になりがちで、心身を壊し休職・離職した人もいた。多くが非正規やフリーランスで、社会保障費は自己負担である。請負では支払いが年度末になったり、支払いまで正確な金額が提示されなかったりというケースもあった。一方、ディレクターからは、企画に照らしてそもそもの事業費が少ないこと、アイデアに対してフィーが支払われないことなどが語られた。

そして単年度の事業請負や有期雇用を渡り歩くという形は、キャリア「アップ」のケースもあるが、不安定就労と表現した方がふさわしい。アートにかかわる仕事の面白さも口々に語られているが、「好きでやっていることだから」と環境に対する不満を押し殺してきた面もある。こうした「やりがい搾取」、自己責任を盾にした抑圧は社会全体にはびこっているが、趣味や余暇ととらえられがちなアートの場合いっそう強く作用する。また徒弟的、家族的な人間関係の中ではハラスメントも起きやすい。ジェンダー格差もある。非正規から正規への転換は「男性のみ」と言われた、産休育休制度にアクセスできないため出産育児を機に離職した、また休職者の代替が用意されず業務が上乘せされて終わりというケースもあった¹³。

調査の中では勤務先や契約時に交渉し条件を改善させた人もいたが、この数年の動きを眺めると、そうした意識が徐々に共有され連帯や運動につながっている。以下、現場で起きているさまざまなアクションを見ていく。まず表現の現場調査団は、「表現の現場ハラスメント白書2021」において、芸術文化の分野において属性による差別と搾取、暴力が常態化している実態を明らかにし、防止リーフレットを制作した。同団体は続けて「表現の現場ジェンダーバランス白書2022」を公開し、教育と活動の場において男性が指導的立場を占める現状に警鐘を鳴らした¹⁴。また舞台芸術制作者オープンネットワークは2021年に契約に関する調査を行い、その後実践的な講座を開くなどしてスキルの共有を進めている¹⁵。さらに日本芸能従事者協会は2021年、フリーランスの芸能実演家とスタッフが加入できる労災保険センターを設立するとともに、業種ごとの実態調査と政策提言を積極的に発信している¹⁶。そして2022年には現代美術に携わる人たちのネットワークart for allが、報酬ガイドライン作成に向けた実態調査を行い、その後

アーティスト・ユニオンを結成し「労働者としての当然の権利を行使できること」を掲げ活動している¹⁷。

最後に、同時代のアートについて記しておきたい。国立西洋美術館では、初の現代日本の作家による展示「ここは未来のアーティストが眠る部屋となりえてきたか？」(2024年3月12日～5月12日)を開催している。タイトルは65年の歴史を持つこの美術館の自問であり、作家や観客への問いかけでもあるという。ここで田中功起は、美術館に「提案をするという行為」を作品として示した。そのひとつは「美術館に託児室を設ける」で、乳幼児を持つ親が美術館に来ること自体を制限される状況を問題化しつつ、託児室が実現するまでの思考や多様な人々との交渉と協働のプロセスを複数の媒体で表現している。また本展内覧会で、飯山由貴はイスラエルのパレスチナ侵襲への抗議文を読み上げ、遠藤麻衣は百瀬文とともに血に濡れたような衣装で館内を歩く抗議のパフォーマンスを行った。いずれも予告なしで行われたが、館長は表現の自由を根拠に表現自体は尊重すると述べている¹⁸。思考がひとたび形を持てば、表現として社会性を帯びる。アーティストは個人として目前の問題や困難と対峙し、作品を通して社会に応答する。美術館はその場を保障する。次にこれに応答するのは個人としての観客だ。社会における芸術文化の可能性と役割は、それが「個人の表現」に基づくものという認識を持つところから考え直す必要があるのではないか。近年の文化政策の動向を見ながら、その思いを強くしている。

- 1 2000年以降の文化政策と現場の動向については吉澤弥生『芸術は社会を変えるか? 一文化生産の社会学からの接近』(青弓社 2011)で論じている。
- 2 藤野(2022: 53-54)
- 3 文化庁(2023: 8)
- 4 国立社会保障・人口問題研究所(2023)
- 5 山口(2023: 4)
- 6 総務省統計局(2023: 19)
- 7 内閣官房新しい資本主義実現会議事務局ほか(2023: 6)
- 8 麻生(2023: 5)
- 9 公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会<https://geidankyo.or.jp/>
- 10 一般社団法人 日本アニメーター・演出協会<https://www.janica.jp/index.html>
- 11 NPO法人 Explat <http://www.explat.org/>
- 12 マクロビー(2022)
- 13 吉澤弥生『若い芸術家たちの労働』(科研費21830060調査報告書、2011)、『続・若い芸術家たちの労働』(大阪大学GCOE調査報告書、2012)、『続々・若い芸術家たちの労働』(科研費24530622調査報告書、2014)に主に匿名のインタビューを収録。それをふまえた近年の論考は「芸術労働者の権利と連帯」山田創平編著『未来のアートと倫理のために』(左右社 2021)に掲載。なお本稿は科研費18K02005の成果の一部である。
- 14 表現の現場調査団<https://www.hyogen-genba.com/>
- 15 舞台芸術制作者オープンネットワーク<https://onpam.net/>
- 16 一般社団法人 日本芸能従事者協会<https://artsworkers.jp/>

17 アーティスト・ユニオン<http://artistsunion.jp/index.html>

18 朝日新聞デジタル2024年3月11日

【参考文献】

麻生裕子「海外動向にみる『フリーランス新法』制定後の課題」『DIO』388号 2023.7

<https://www.rengo-soken.or.jp/dio/dio388-k.pdf>

藤野一夫『みんなの文化政策講義 ―文化的コモンズをつくるために』水曜社 2022

アンジェラ・マクロビー 田中東子監訳『クリエイティブであれ―新しい文化産業とジェンダー』花伝社 2022

山口幸三「非正規雇用の動態」『統計研究彙報』第80号 2023.3

<https://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/ihou/80/pdf/2-2-801.pdf>

朝日新聞デジタル2024年3月11日記事「国立西洋美術館でパレスチナ侵攻などに抗議 企画展の出品作家ら」

<https://www.asahi.com/articles/ASS3C71JBS3CULZU00W.html>

国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集2023」2023

<https://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Data/Popular2023RE/T08-07.htm>

総務省統計局「令和4年就業構造基本調査」2023

<https://www.stat.go.jp/data/shugyou/2022/index.html>

内閣官房新しい資本主義実現会議事務局・公正取引委員会・厚生労働省・中小企業庁「令和4年度フリーランス実態調査結果」2023

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/freelance/chousa_r4.pdf

文化庁・早稲田大学「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸外国の文化政策の構造変化に関する研究」令和4年度 文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業 2023

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/93910801_04.pdf

well-becoming-with: わかりあえない他者が わかちあうこと



早稲田大学
文学学術院文化構想学部 教授
ドミニク・チェン

Photo by Takaya Sakano

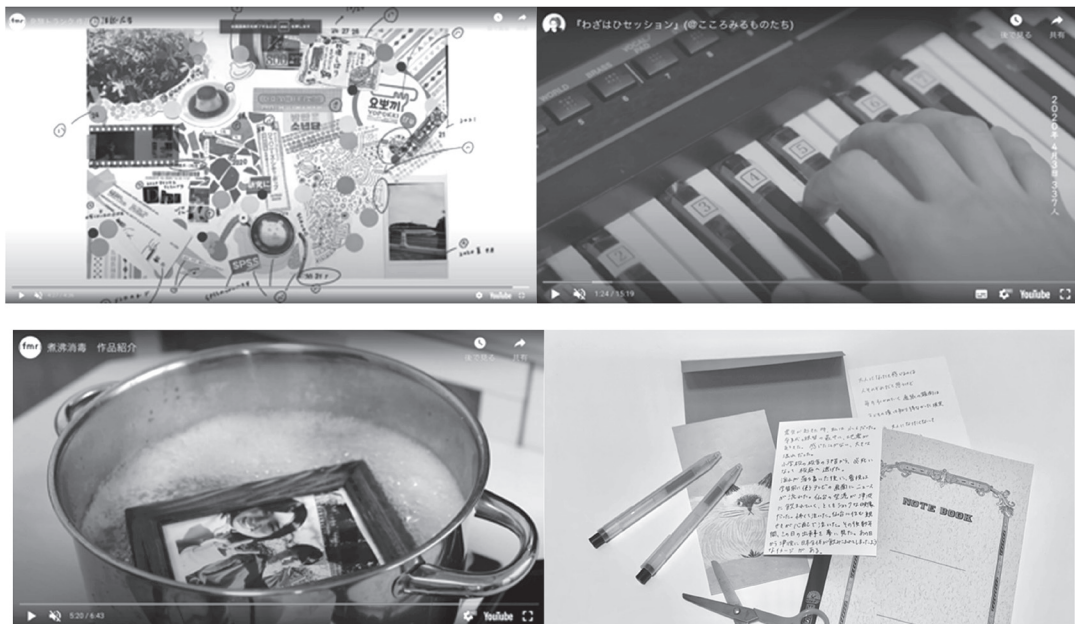
環境と他者と共に、よくなること

ウェルビーイングという概念は自己の心理的充足の要因を探る研究分野から生まれた。背景には、20世紀に追求された物質的な豊かさは必ずしも精神的な豊かさを生み出さないという心理統計データの蓄積がある。心理学、福祉と医療、社会学、人類学そして工学といった分野をまたぎながら、人々がいきいきと能力を開花させる条件が研究されてきた。筆者は、テクノロジーのもたらす価値を考察するために、主に2010年代以降のスマートフォンの普及によって生じた様々な社会問題について調査する中で、ウェルビーイング概念に注目してきた。

以来、ウェルビーイングの理論と実践に関する三

冊の共著¹を上梓しながら、多くの人々とウェルビーイングについて議論を交わす中で実感をも強めてきたのは、「良い状態」(well-being)を考える上で「悪い状態」(ill-being)の次元を切り離すことはできないということだ。恒常的に充足している人間など存在せず、病気や障碍という目に見える問題を抱えていなくても、誰しもが常に何らかの欠乏や生きづらさと向き合っている。重要なのは良い状態の原因を探ることではなく、悪い状態をどう生きるかということではないか。

また、ウェルビーイングの捉え方には地域文化差があること、そして従来のウェルビーイング研究は個々人に注目するあまり関係性の次元が比較の見過ごされてきたことにも気がついた。このような学び



図：ゼミ生制作一例

左から、複数人が郵便によるリレーでコラージュを作成する作品、「災い」に関する作家のテキストを集めて作曲・実演したラップ楽曲、身近なものを煮沸消毒する過程を記録した映像作品、「喪失感」にまつわる投書を集めてラジオ形式で読み上げる作品。全て2021年に制作、「こころみるものたち」展（恵比寿amu）にて展示。

から、「わたし」個人だけではなく、「わたしたち」という一人称複数形の関係からウェルビーイングを捉えるための実践をさまざまに行いながら、重要なのはただ理論を学ぶだけではなく、かたちづくりという実践の動きであるという結論に至った。

ここでいう「かたちづくり」とは表現するという語で置きかえてもよい。表現行為は常に動的なプロセスを生み出すことから、being(ある)ではなくbecoming(なる)という語のほうが適している。becomingという語を「わたしたち」という主語で考える上では、近年においてフェミニズム哲学者のダナ・ハラウェイが、ドゥルーズ＝ガタリが構築した「生成変化」(仏語ではdevenir)の概念を下敷きに、人間と非人間の関係性の議論において使用しているbecoming-with(共に成る)という用語が想起される。わたしたち生物は、個体として点在しているのではなく、常に環境と他者との相互作用のネットワークのなかで別の状態に推移している、というリアリティを指している。

以上の考えを基に、本稿のタイトルに掲げたwell-becoming-withとは、「環境と他者と共に、よくなること」というふうに訳せる。筆者は、このテーマを実践する上で役立つ具体的な方法として、広義の芸術文化を含めた表現行為を捉えられるのではないかと考えている。この発想は、コロナ禍の期間のさなかであって、まさにパンデミックが引き起こした環境と対人関係の変化に深く影響されている。

本稿を執筆している現在(2024年3月)、街中には観光客の往来も戻り、コロナ禍では自粛の憂き目にあっていた展示やコンサートといった芸術文化的イベントもすっかり活気を取り戻しつつある。しかし、2020年から2022年後半まで、2年ほどの自宅待機や外出規制といった特殊な時間が流れる中、他者の身体的・物質的な表現が欠乏していたことは忘れられない。この文化的欠乏を経験する間、筆者は大学の場で若い人々と共に、表現を育てる実験を続けてきた。

大学のゼミとは毎年、半分が社会へ巣立ち、もう半分が新たに教室に入ってくるという特殊な共同体である。そこでは、これから社会的な仕事をはじめいくタイミングの人々が集まり、言葉やその他の表現手段を体得しながら、論文執筆や作品制作を通して、それぞれの抱える生きづらさや喜びの源泉を互いに観察しあっている。美大でも工学系でもない人文系の学部で、手を動かしつつ言葉を紡ぐという実践を続けている末にわかってきたのは、極私的な世界を書き出し、他者と共有することには根源的な相互ケアの働きがあるということだ。

鶴見俊輔が説いた限界芸術論や柳宗悦たちの展開した民藝運動の本質的な意味は、美的体験の契機は日常生活の隅々に溢れており、それらに気づく習慣を身につければ、たとえ社会的に名の知られる表現者にならなくとも、豊かな表現の世界に生きられるということだと言える。自らの表現をかたちづくり、他者の表現を眼差す行為は、災害や戦禍が渦巻く時代にあって、物質的および精神的な窮乏が広がる中、人間のいきる世界に微かにでも希望を抱くための方法論なのである。

このような問題意識を念頭に、筆者は大学教育の傍ら、たがいのウェルビーイングをつくることをテーマにした企業人向けハッカソンや、発酵のメタファーを切り口にしたデザインワークショップも行ってきた。本稿では、コロナ禍中の大学という場にフォーカスをあて、若い人々と表現の試行錯誤を行う過程でwell-becoming-withという価値がどのように具現化したかということについて考察したい。大学環境の特殊性は考慮しても、この個別の取り組みは企業やNPOなどの多様な労働の現場においても援用可能なヒントが見いだせるのではないかと思う。

当事者実験の場

筆者は2017年に早稲田大学に着任して以来、当学の文化構想学部と文学研究科(大学院)の表象・メディア論系コースで教員を務めてきた。この論系コースでは演劇、映画、現代美術やメディアアートからアニメ、ゲームに至る表現領域を扱う研究者が集まり、それぞれの専門も哲学、社会学、表象文化論、行動分析、美術史などにまたがっている。学生たちの関心も多岐にわたり、所属するゼミに固有の文化風土に親しみながら、ふだん接している現代文化を卒業論文のテーマに選ぶ人が多い。

筆者のゼミ(発酵メディア研究ゼミ)では、メディアアート(※さまざまなテクノロジーの媒介としての特質を浮き彫りにする表現領域)やインターネットカルチャー(※インターネットが普及して以降の文化活動の総体)における、デジタルテクノロジーを用いた表現の歴史を批評的に学びながら、情報技術やその他の現代の生活文化様式の影響について当事者の観点から考察する、というスタンスを採っている。「発酵」という語がゼミの名称に入っているのは、筆者が発酵微生物とのコミュニケーションを研究していること以外にも、コスパやタイパといった現代の情報技術が追求しがちな短時間志向から離れて、長期的な時間軸を意識するためでもある。

卒業論文では、それぞれの学生がひとりの人間として感じている違和感や問題意識を対象に実験を行ってもらっている。大文字の社会課題から入るのではなく、あくまで当事者意識の高いテーマを選んでもらっているのだ。当然ながら、最初からそのような課題を言語化できない人のほうが多いので、多様なディスカッションと発表を通じて、徐々に言語化して他者とわかちあう練習を行っていく。その上で、自らを当事者として設計した行為やモノを他の参加者にも経験してもらい、インタビューの定性分析を通して、わかったことを卒業論文にまとめてもらう。つくられるモノは、「強迫観念を押し付けないダイエットアプリ」や「散歩のプロセスに集中するためのオーディオデバイス」といった情報技術を用いたものから、「アニミズムを喚起される日用品」、「他者の人生を疑似体験するための人生ゲーム」といったマテリアルなものもある。体験としては、「匿名で悩みを相談しあう文通の仕組み」、「悩みを和菓子で表現し、食べ合うワークショップ」などの相互行為のデザインが多いが、「自己イメージを理解するためのセルフインタビュー」、「色彩のみで描く日記」といった一人で行う行為もある。

論文は大学制度の取り決めた卒業要件だが、それ以外に当ゼミが独自に行なっている行事として、学生が自由に制作した表現作品を学外の人々に見せる制作展示を年に一度開催している。当然、予算も時間も限られているので、いわゆる美術作品としての完成度は低いが、7年間この取り組みを継続しているうちに、美大の卒展とも工学部のデモ展示とも異なる、独自の風味のようなものが醸成されてきた。そのひとつが、来訪者が手を動かして参加できるワークショップ型展示が年々増えてきていることだ。たとえば最近では、フェミニズムの議論における時間的規範性をテーマにし、参加者が無意識に縛られている社会的規範を表出する作品や、就職活動時に企業から求められる適性検査やネットで拡散される性格診断といった人間の分類に抗うためのワークショップなどがあった。

当事者としての課題、ということにこだわっている背景としては、ソーシャルワーカーの向谷地生良が精神障害を抱える人々たちとのコミュニティにおいて見出した、当事者研究というフレームワークの影響が大きい。近代的な医療においては、存在しないこととされてしまう幻視や幻聴といった症状に患者自らが名前を与え、日々観察を記述し、他者に話すことで、自身のナラティブ言語を取り戻す。東京大学の熊谷晋一郎と綾屋紗月によって身体障害や発達障害

といったフィールドにおいても研究が行われている。自身も脳性麻痺と生きる熊谷は、障害者運動において「障害とは個人ではなく社会が作り出しているものである」というテーゼを発展させ、「自由とは依存先を増やすことである」と語り、個人に能力を帰責する能力主義(ablism)を批判している。

筆者は幼少の頃から軽度の吃音と共に過ごしてきたが、吃音研究を行う伊藤亜紗にインタビューを受け、当事者研究について知った時に、それは個人的に克服すべきことであるという能力主義的な考えを持っていたことに気づかされた。吃音にも多様な当事者が存在しており、それぞれに独自の向き合い方があることを知り、そのようなままならなさが自分を自分たらしめているものとして受け容れることができるようになった。熊谷は当事者研究の最も大事なポイントは、他者の語りを聴く側が変化することであると主張するが、筆者も自分とは違う病状の人の語りを聴くことで、自分の問題を相対化したり、肯定的に捉えるための気づきを得ることができた。そのうち、当事者研究の考え方は、社会的に定義される障害の有無に関わらず、有益な方法論として用いることができるのではないかと考えるようになった。

学部全体の傾向として作家やアーティストなど他者の作品分析が主流の中、わたしのゼミでは学生自身が非言語的な表現を試みつつ、その自己記述も行うという点が特徴となっているのは当事者研究の影響によっている。ただ、医療福祉を専門としているわけではないので、誤用を防ぐために当ゼミでは「当事者実験」という表現を使っている。それでも、時間をかけながら互いの表現を注視するというエッセンスを受け継ごうとしている。

筆者が属しているのは美術大学でも理工系でもない学部なので、作品をつくるための空間もなく、潤沢な予算があるわけでもなく、制作を前提にしたゼミ運営の体制を整えるためには多くの試行錯誤を要しているし、今も理想的な状態であるとは言い難い。それでも、執筆や制作といった表現、その相互鑑賞やディスカッションという協働行為には、ただ学位を得るための作業ではない、本質的な価値がある。そのことを最も実感したのはコロナ禍の社会的影響が著しかった、特に2020年はじめから2022年初頭までの期間だった。

危機が生み出す注視

この期間、大学のすべての授業がオンライン化した。対面で集まったのは年に一度か二度のみ、という、学びのコミュニティにとっては極限状態を乗り切ろう

とする中で、手を動かして表現をかたちづくるという当ゼミの方針は、デジタルテクノロジーの活用によってなんとか支えられた。これまで所与のものとしていたコミュニケーションの前提が崩れた中で、あらためて話しあうことの意味を問い直すところから始め、ある意味においてすべての授業が実験的な試行錯誤の場となった。対面での協働行為の機会を喪失したこと自体が展示制作のテーマとなり、当事者としての苦痛やストレスを開示しあうことを通して、それぞれが希求する望ましい関係構築や学びについて、リモートの声と文字で語り合った。

特にコロナ禍の混乱が直撃した2020年度を思い返すと、レベッカ・ソルニットが『災害ユートピア』で示したような利他的なコミュニティが、筆者のゼミ以外でも様々な教室で出現していたように思う。解消されない孤独感や不安に苛まれる体験が、程度の差こそあれ、共通のナラティブとして機能していたのだろう。ひとつの大きな文脈を共有した上で、メンバーのそれぞれが持つ固有の背景から、異なる語り声を聞き合う場では、自ずとメンタルヘルスやウェルビーイングに関する話題も話されていった。この音声と映像とテキストデータだけでつながった不思議な共同体では、目指すべき単一の目標や解消すべき問題などは存在せず、ただそれぞれの生についての語りにも注意を向けあい、互いに影響を受けあう態度が醸成されていた。

このように書きながら、この振り返りそのものがそれこそ「災害ユートピア」的な、ある種の過去の美化を被っていることも自覚している。オンラインでのコミュニケーションは常に不完全燃焼感を残し、時にはメンバー間で深刻な衝突を生みもした。しかし、こうしたままならなさが全員の生活の基底をなしていたことから、おのずと各自が「望ましき」について

おぼろげながらも切実に思考を巡らしていたと記憶する。未曾有の災害という大きな文脈に包まれて、危機感と緊張感が共有されたことによって、個々には異質な「わたし」たちが自ずと互いの差異に注視し、なんとか「わたしたち」という主語の輪郭を探り当てようとしていたと思う。図らずとも、危機的な状況の共有から必然的に互いをケアしようとする志向性が生まれていたのだ。

微かな表現の萌芽を注視し、育む

本稿では、筆者の運営する大学ゼミの継続的な実践を通してあたためてきた思考とその過程で発見した価値について、一人称での記述を行った。芸術の創作や鑑賞のもたらす精神看護的なセラピー効果や、持続的ウェルビーイングとの相関に関する心理研究は多くなされているが、その知見の多くが産業に転用されると「セルフケア」という語が示すように、個人に閉じた自己啓発の情報として受容されがちなように思う。本稿で示したwell-becoming-withという姿勢は、個人の領域を尊重しつつも、根源的に異質でわかりあえない他者同士が刹那的にでも連帯し、共に善く変化していく動きを意味している。大文字のアートや美術を志向せずとも、日常生活のかすかな違和感や気付きを掬い、言語やその他の表現手法でかたちをあたえ、互いに注意を払い耳を傾けあうことは、職業的専門を問わず万人に開かれている方法論として考えている。

- 1 『ウェルビーイングの設計論』(2017)、『わたしたちのウェルビーイングをつくりあうために』(2020)、『ウェルビーイングのつくりかた』(2023) すべて渡邊淳司との監訳・編著・共著、ピー・エヌ・エヌ新社刊行。



※発酵メディア研究ゼミのウェブサイトへのリンク。本稿で紹介したゼミ活動内容についての情報や、過去のゼミ論文のタイトル一覧(2022年度以降は希望者のみゼミ論PDFを公開)を掲載している。

寄稿 ③

文化芸術と 地域のつながり

～地域に暮らす人々のQOL向上を 文化芸術の力で～



芸術文化観光専門職大学
芸術文化・観光学部 教授
古賀 弥生

はじめに

長く続いたコロナ禍が一段落し人々の諸活動が戻るなか、それまでの停滞を取り戻そうとするかのように文化芸術活動も活性化しつつある。

文化芸術に関わる活動は、長らく「生きることに必要なものではない」「余暇活動」と捉えられてきた。しかしながら近年の日本社会では、文化芸術と人々や地域のもっと密接な関係性を示す状況が展開されている。コロナ禍の影響から次の段階へ移行しつつある今、この動きはさらに加速するのではないだろうか。

本稿では、文化芸術と地域の関係に関する考え方を整理し、私たちはこの流れにどのように関わることができるのかを検討する。

最初に国の政策、法律の状況から触れるが、政策とは政治家や行政だけが担うものではない。市民もその主体として重要な役割を担う。一市民としての関わりを考える素材として、筆者自身が実施している具体的な事例も紹介したい。

1 文化芸術と社会の関わり ～法律から見る全国的な潮流～

わが国の文化芸術の領域では、近年の法の改訂、東京オリンピック・パラリンピックの開催(2021年)を契機とした取り組み等を通じ、文化芸術の力を社会経済活動に活用する流れが明確になっている。

国レベルの文化政策では2001年の「文化芸術振興基本法」制定が大きな契機となり自治体文化振興条例等の制定が促進された。また、同法によって「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と「文化権」が位置づけられたことも

意義があった。

その後2017年に「文化芸術振興基本法」は「文化芸術基本法」に改訂された。改訂の趣旨は次の2点である。

①文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと

②文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること

この背景には、今世紀に入り文化芸術の力を社会の各領域に生かして人々のQOL(生活の質)を向上させ地域や社会の課題解決に資する取り組みが各地で展開されるようになったことがある。文化芸術が生み出す価値を文化芸術活動に再投資することで社会を豊かにするという考え方が法に位置づけられたのである。法改訂後、文化庁と内閣府により「文化経済戦略」が策定され(2017年)、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」が成立する(2020年)など、文化芸術を経済と結びつけて振興する方向性が顕著ではあるが、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)」が2018年に施行されるなど、福祉分野での取り組みも促進されている。

2 文化芸術と地域 ～2つのベクトル～

このような流れのなかで、文化芸術と地域のつながりはどうなっているだろうか。

文化芸術と地域の関係を考えるとき、その方向性は2つある。

ひとつは、文化芸術の側から地域へ向けて発信されるベクトル。文化芸術の魅力を地域や人々に伝え、その楽しみ方を伝授することによりファン層を拡大する活動や、文化芸術活動そのものを振興する方向性である。20世紀の自治体文化政策はこの流れから「文化芸術振興」に取り組んできた。

もうひとつは、地域の側が文化芸術の持つ力を活用し、文化芸術による地域活性化を図ろうとするベクトル。文化芸術を個人の趣味や娯楽に留めず、地域課題の解決や市民による地域づくり活動と結びつける方向性である。21世紀に入る頃からこの考え方を地域振興の中心概念として位置づける「文化芸術を通じた地域振興」が各地で展開されている。

当然ながら、文化芸術の力を地域に生かすためには、その力の根源である文化芸術自体が力強く展開されていることが重要で、地域の側が一方的に文化芸術団体やアーティストの活動を利用するようなことはあってはならない。「文化芸術振興」と「文化芸術を通じた地域振興」のバランスをとることが求められる。

3 文化芸術を通じた地域振興 ～2つの側面～

では、「文化芸術を通じた地域振興」とは具体的にどのようなことを指すのだろうか。

地域振興は市町村や集落など一定の地区において人々がイキイキと暮らし、経済活動などが活性化することを指しており、地域づくりとも表現される。

文化芸術と地域づくりの関係には大きく分けて2つの側面がある。

1点目は、人々の生きがいやQOLの向上に貢献する側面である。これには、芸術鑑賞を楽しみ、自ら文化芸術活動を行うことによって生活にうおいをもたらすことも含まれるが、それだけではない。教育や福祉、医療など、人々の生活に身近な領域に文化芸術が働きかけることで、生きる力を育み、よりよい人生を送ることができる。学校でのアーティストによる体験型授業を通じた協調性など非認知能力の獲得、認知症高齢者を対象とした芸術活動を通じた対話、病院内の美術作品展示や創作活動を取り入れるホスピタルアートなど、文化芸術の作用はよりよい人生につながる「人づくり」の力といえるだろう。

2点目は、地域や都市のレベルで、文化芸術によって課題の発見やその解決に向けた取り組みが喚起され、経済効果をもたらされるなどの場面である。心ない落書きやゴミの散乱で暗く危険な感じがする高架

下からアーティストと地域住民による壁画の制作を通じた明るく心弾むような場所への再生、芸術祭による観光客誘致、さらには人口減少・少子高齢化に悩む地域の再活性化に芸術文化の創造性を活用しようという「創造都市」あるいは「創造農村」の理論の実践も知られるようになっていく。文化芸術のこのような働きを「街づくり」と呼びたい。

「人づくり」と「街づくり」、両方をあわせて「地域づくり」と捉えられる。「地域づくり」といえば、「地域経済の活性化」を思い浮かべる人が多いかもしれない。しかし、地域が元気になるためには、そこに住む人々が元気でなくてはならない。元気な人々が自分たちの地域の将来を真剣に考え、地域の課題解決や活性化のために自ら行動する、そんな地域こそが元気な地域といえるだろう。つまり、「人づくり」と「街づくり」の循環により「地域づくり」が行われる。

アートイベントの開催や文化施設の建設で街が活性化するものではなく、その地域で暮らす人々が地域への愛着や誇りを胸に、地域のあるべき姿を真剣に語り合い行動することこそ重要であり、そのためには、人々が創造性を発揮できるような土壌を文化芸術でつくるのが求められている。

人が元気で、元気な人が地域を元気にし、元気な地域に元気な人々が集まってくる——このサイクルに文化芸術の持つ力が作用することが「文化芸術を通じた地域振興」、つまり文化芸術による地域づくりなのである。

もちろん、このような「文化芸術を通じた地域振興」に関する活動は、行政だけでなくその地域の運営に関わる多様な当事者(市民)がその担い手となっていることを忘れてはならない。

4 地域共生社会の構築と文化芸術

これまで見てきたように、文化芸術には教育や福祉、医療など、人々の生活に身近な領域に働きかけることで生きる力を育むことを支える「人づくり」と、人々が暮らす地域や都市のレベルで文化芸術によって課題解決を図り、経済効果をもたらす「街づくり」の作用があり、人々が暮らす街をよりよいものへと変えるよう、その街に関わる人々自身が働きかけることが地域づくりである。そして地域づくりの先には、あるべき社会を構築していく人々の営みがあり、そこにも文化芸術の力を活用してできることがある。

現代日本社会の状況から求められる社会のあるべき姿はいくつかの側面から捉えることができるだろう。ここでは「地域共生社会」というキーワードから

考えてみたい。

地域共生社会の構築は、主として厚生労働省による社会保障制度の考え方のなかで議論されているが、これからの日本社会において広く理解されると想定される概念であり、文化芸術との関わりも幅広い場面で導入される可能性が感じられる。

地域共生社会では、すべての人の生活の基盤である地域において、人と資源、支え・支えられる関係が循環することが想定されている。このような社会は、誰も孤立させない社会包摂の概念が土台となる。社会包摂とは、社会参加から切断されることによる社会的不利(=社会的排除)に対置される概念である。社会的排除は、人々が社会に参加することを可能にするさまざまな条件(雇用、住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなど)の欠如によって、それらの人々の社会参加が阻害されることをいう。こうした排除を防ぎ、誰も孤独にさせないことが社会包摂である。

地域共生社会の概念は、さまざまな生きづらさを抱える人も、そうでない人も含めすべての人が対象となる。いわばユニバーサルデザインのような考え方が重要であるといえよう。ここでは、文化芸術の「人づくり」の力は特に有用である。

その例として、筆者が関わる取り組みを紹介させていただきたい。筆者が現在勤務する大学は、兵庫県北部の但馬(たじま)地域・豊岡市にある。文化芸術と観光の両方を学び地方創生の担い手となる人材を育成するために設立された県立大学である。筆者はこの地域で、文化芸術による「人づくり」の活動を実践し研究している。

〈事例1〉子育て世代を孤立させない

～「ベイビー・ミーツ・シアター」☺～

乳幼児親子のためのわくわくひろば」～

但馬地域の中央部にある養父(やぶ)市は、少子化を背景とする子育て支援策として保育料無償化を実現しており、子どもが1歳になると保育園を利用して共働きになる父母が多いという。保育園では保育士や他の父母からの情報や自分の子どもの様子がある程度客観的に眺めることができる環境にあるが、保育園を利用する以前の乳幼児と自宅で向き合う養育者が孤立感を抱くことがないよう支援する必要もある。そこで筆者は「ベイビー・ミーツ・シアター」☺を2023年から開始した。市と子育て支援センターを運営するNPO団体の協力を得て、3か月から1歳半の子どもとその保護者を対象に絵本の読み聞かせとダンスワークショップを実施している。読み聞かせ

は「とんとん」などオノマトペを発音しながら親子で楽しみ、隣にいる親子同士の交流も行いながら展開された。ダンスは親子でたっぷりと触れ合いを楽しみながら、同じ空間にいる人たち全体でひとつのダンスが繰り広げられる場となった。いずれの場合も、参加者からは「子どもへの接し方に自信がなかったが、これでいいんだと思えた」「他の家庭のお子さんとも触れ合え、我が子と違う様子も知ることができた」などの声が聞かれた。

なお、養父市は主に健康福祉の観点から「社会的処方推進室」を開設している(養父市公式HP参照)。社会的処方とは「人とのつながりがない=社会的孤立」を解決する方法の一つとして近年注目されているもので、医療的なケアだけで解決できない、ある人が抱える問題を地域における多様な活動とマッチングすることで支援する考え方である。例えば「眠れない」という患者に医師ができることは睡眠薬の処方かもしれないが、その人のニーズや好みに合わせてダンスサークル、合唱団など地域での活動を紹介することで不眠の根本原因である孤独の解消につなげる、というものである。文化芸術の専門家の間では「文化的処方」という表現も広がりつつある(参考:東京藝術大学「共生社会をつくるアートコミュニケーション共創拠点」HP)。

「ベイビー・ミーツ・シアター」☺は子育て支援版文化的処方のモデルを目指している。

〈事例2〉「豊岡でパーキンソン病と暮らす方の交流会」(PDダンスカフェ)

パーキンソン病患者のためのダンス活動「PDダンス」®は、福岡のダンスアーティスト・マニシアと彼女の活動を支える一般社団法人パラカダンスが2016年から行っている取り組みで、筆者はその成果検証などを通じて支援してきた。この活動は福岡市内で展開されてきたが、コロナ禍によりオンラインを併用することになったことから全国に拡大されつつある。

但馬地域での取り組みは、PDダンスに関心を持った保健所勤務の保健師と筆者との出会いから、当地でのパーキンソン病患者のネットワークづくりとリハビリ活動の促進を主眼としたダンス活動として動きが始まった。保健所管内に約200名の患者がいるとされるが、患者の会などの組織がなく横のつながりを求める声が保健師に届いていた。また、辛いリハビリに向き合うモチベーションを継続することの難しさも課題であった。そこで2023年、保健所の協力のもと、福岡からマニシアらを招き「豊岡でパーキン

ソン病と暮らす方の交流会」を開催した。集まった患者と家族は、自由に想像力をかきたてるダンスを1時間ほど楽しんだ後、温まった心と身体でお茶を片手におしゃべりに興じるひと時を過ごした。参加者数は決して多くはないが、全員が次回の開催を心待ちにし、「お化粧してくればよかった!」「今日のために散髪してきました」など、外出し他者と交流する機会として高く評価していることが窺われた。また、一緒に踊ったダンスの曲を自宅でも流して自己流ダンスでリハビリをしている、と話す参加者もいた。このような参加者の様子に保健師から「リハビリの概念が覆った」という声も聞かれている。

おわりに ～課題と展望～

ここまで文化芸術と地域や社会との関係について、「人づくり」「街づくり」、そして「地域づくり」「地域共生社会」と関連付けて述べてきた。

法の整備や事例はいずれもここ20年ほどの間に展開されている。しかしながら文化芸術は「生きることに必要なものではない」という意識はまだまだ根強い。文化芸術による地域活性化に積極的に取り組む地域と、文化芸術を「余暇」として個人の活動に矮小化したままの地域との間に格差も生まれている。

例えば、学校にアーティストを派遣し創造力やコミュニケーション力などを高めるワークショップ型の授業を行う例は増えているが、それらの取り組みを学校任せにしている地域と、アーティスト派遣にかかる費用や講師育成等を担う仕組みがある地域とでは、地域を支える人材となる子どもたちの将来に大きな差が開くことは想像に難くない。

また、積極的な取り組みを行う地域でも、文化芸術活動の生み出す経済効果への期待に偏り、そこに暮らす人々の生活の向上につながる部分への目配りが不足している、あるいは文化芸術の根源的な創作活動への支援が足りない例も見られる。

私たちは文化芸術活動(鑑賞も創作も)自体への参画と、特に「人づくり」に関わる取り組みを自ら興す、あるいは取り組む人々を応援することで、「文化芸術の力を通じた地域振興」を推進することができる。

現代日本の地域課題は人口減少、少子高齢化に尽きるといっても過言ではない。地方創生が喫緊の課題として語られるが、限られた人口を各地域が奪い合うことはむなし。場合によっては「地域の看取り」も視野に入れた将来像を描くことも必要かもしれな

い。過疎地域や超高齢化が進んでも、そこに暮らす人々のQOLを大切にすることに限られた資源を配分する、という考え方もあってよいのではないだろうか。そこには文化芸術が働く場面が多くあることだろう。

【参考文献】

- 古賀弥生『芸術文化と地域づくり～アートで人とまちをしあわせに～』九州大学出版会、2020
- 古賀弥生「文化政策の潮流と社会包摂型文化芸術事業の実践－実践活動と政策形成の架橋に向けて－」地域共創学会誌8号、2022
- 古賀弥生「文化芸術と社会包摂－多様な主体による分野の越境－」(公財)後藤・安田記念東京都市研究所「都市問題」2023年8月号

労働文化運動の 展望



早稲田大学 社会科学部 教授
篠田 徹

はじめに

筆者への本特集の寄稿依頼は以下の通りである。すなわち、「労働文化運動の展望」をテーマに、まず労働組合運動と文化芸術の関係を軸に、労働と文化芸術が互いにどのように影響しあい、どのように労働文化を形成してきたのかをふりかえったうえで、コロナ禍で希薄となったコミュニケーションやつながりの再生に向け、労働文化が労働組合活動や社会において果たす役割と可能性について考察されたい。筆者はこれを、連帯文化の再興とそれに基づく連帯社会の再建を考えることと解釈した。

連帯文化や連帯社会の定義は、それをを用いる者によって異なり、一様ではない。けれども官民あげてしきりに「お互い様」「支え合い」といった言葉がとびかう今日この頃、その意味するところが連帯文化や連帯社会と大きくずれるものではない。

ありていに表現すれば、それは経済の低迷、政治の混乱、社会の変容が絡みあって生まれた貧困や格差が広がり、人びとの繋がりがほつれてしまった私たちの世界をなんとか逆回しにしたいという、多くの人に分ちもたれた願いだ。

ただこの願いに労働運動が応えるべきであるという思いをもち、それにはどうしたらいいかという問いをたてることは、いまの世の中で「残念ながら」かならずしも皆がうなづくことではない。

それは去年と今年と大幅賃上げがつづき、それにマスコミや世間が沸いても、やはり労働運動ががんばらないと世の中はよくなるという話になかなかならないことからわかる。

だからいまみじくも「残念ながら」とつぶつたところに、本当は皆にそう思っしてほしいという気持と、だからこそなんとかしたいという特集企画者の意図を汲みつつ、その意図とはおかしな話になる

かもしれないが、筆者の考えを以下に述べる。

1 文化芸術とは

これから書くことは、いまこの国の人びとに親しまれていることではない。したがって、あくまで筆者はこう考えるというのを言葉の意味からはじめる必要がある。

まずいっておかねばならないのは、物事の意味するところについての筆者の但し書きである。

研究者の間では、「社会的、歴史的構成主義」という難解な学術用語を用いるが、そのポイントは「場所と時代も違えば、同じ言葉やそれが指す対象の意味もちがう」ということで、「もうそんな言い方しませんよ」とか「そういう考え方は古いですよ」という日常会話で私たちが意識するとしなやかにかかわらず、理解していることである。

つまり物事やそれを表現する言葉の意味は、そこでそのとき生きた人たちがつくるということだ。その場合、当然それぞれに言葉使いや意味するところはちがうはずだが、ある場所と時代には、それが特定化される。なぜか。大きな声を出す人がいれば、それに従う者もいるからだ。つまり物事の意味や言葉使いは、その時々の人びとの間の「力関係」で決まる。そしてこの力関係は人種、民族、階級、ジェンダー、性など多岐にわたる。

こういう考え方にたって「文化芸術」を論じる時、その意味が時代や場所によって変わってきたこともより腑に落ちるのではなからうか。

今年が典型だが、大河ドラマや時代劇などで「文化芸術」を堪能しているのは、地位と名誉、権力や富をもつ人びとやそれと関係を持った人たちであり、画面に登場しない庶民にとってその世界はあずかり知らぬこと、つまり「お呼びでない」ことになっている。

では「庶民」の生活に「文化芸術」はなかったのか。確かに特権階級の「文化芸術」を味わうことはほとんどなかったと思うが、「庶民」には彼ら彼女らの「文化芸術」があったはずである。ただ特権階級はそれを「文化芸術」とは認めず、また「庶民」もそう思っていなかったかもしれない。

もっとも特権階級の文化芸術と庶民の文化芸術は、それぞれの生活にとって意味もちがえば当然中身もちがった。

アメリカの制度的経済学の始祖のひとりであるソースタイン・ヴェブレンやイギリスの民俗的社会主義者ラスキン、モリスが雄弁に論じたことだが、特権階級の文化芸術とは要は力の誇示のために用いられ、それは余裕の証しとして、強大な力により獲得された希少な品やパフォーマンスを浪費する奢侈に費やされる。それに対して庶民の文化芸術は生活の役にたつものであり、とりわけ毎日の大半を占めた労働のより良い遂行とそのエネルギーの再生産のためのひとときの息抜きに見いだされた。この対比の象徴を、たとえば宝石と石壁や宮廷音楽と労働歌とすれば、その意味するところもより実感できよう。

この文化的序列観は、かつては特権階級と庶民の一方にだけ賞味されてきたものが、多くの人には選択や好みの問題になっている今日でさえ残っていて、ブランド品と日用品やクラシック音楽と民謡などの間のように、それにかかるコストやそれをまかなえる人の「懐具合」すなわち所得や資産によってあきらかに線引きされている。そしてブルデューが指摘するように、この文化的嗜好の差異は階級化の指標ともなっている。

このように、今日の消費文化のなかにもかつての奢侈文化の名残があることは確かだが、それにしても、文化芸術の対象も意味も以前にくらべれば格段に拡大し多様化し、それぞれの間の序列観がうすれ、水平的な選択の問題になってきたことも確かだ。

そしてこれに大きく貢献したのが、労働運動による階級間格差の縮小であり、それにとまなう文化芸術の大衆化であることも間違いない。今度は、この労働運動と文化芸術の関係、とりわけ労働文化と労働者文化運動についてみていこう。

2 労働文化、労働者文化運動、労働運動

「労働文化」というのは、人によって「働き方」を意味したり、「労働組合の文化運動」をさしたりという

ように、その言葉の用い方は様々だが、筆者は「助け合い分ち合い」という価値観を大切にしたい労働者の生き方暮らし方」と解している。これはオリジナルな考えというより、長年職場で行っている「ポピュラーカルチャーの社会科学」という授業で、多くの受講生が共有している考え方であることを発見することで、たくさんの学生から毎年「教えてもらっている」ことである。

この授業は、働くとはどういうことかを表現していると思われる映画をジャンルを問わず何本か選んで、内容や描写に即してその理由を説明してくださいというレポートの提出をお願いしているが、示しあわせた訳ではないと思うが、毎年、先に示した労働観を描く作品の紹介が少なくない。

実際、確かに働く意味はまずは食べていくことであり、できればそれによって豊かな暮らしができることだとする学生も少なくないが、同じ学生が、同時に働くことを助け合い、分ち合いを学びそれを実践していく行為ともとらえるところがなんとも興味深い。

本稿ではこれに「文化」という言葉を足しているのだが、この場合、文化は「生き方暮らし方」を意味する。これも筆者が独自に考え出したことではなく、以前アメリカン・スタディーズというカルチュラル・スタディーズの先進分野の先生が「Culture is a way of life」といっていたのを聞いて、なるほどと思い以来使わせてもらっている。

したがって、「労働文化」というのは、労働者による助け合い、分ち合いの生き方暮らし方すべてが含まれる。

そしてここからは特異な考え方かもしれないが、労働運動とは、労働文化を「耕し育てる営み」だと思っている。

以前の筆者は、労働運動とは、「賃金、労働時間、住宅、社会保障といった労働生活条件に関わる部分」とそれを実現するために必要かつ有益な「連帯的な価値観・世界観に基づく政治的、社会的土壌を豊かにする部分」の両輪で解釈しており、後者を「労働文化」と考えていた。

そして時代や場所によって、この労働文化の運動部分が、労働組合が直接間接に関わった労働者文化運動ということになる。

そしてこうした労働運動観で筆者も、多くの実践家や研究者らとともに、その最盛期を二〇世紀の前半から後半にかけて欧米を含めて世界の多くの国々にみだし、日本の一九五〇年代から七〇年代にかけても、世界でもまれにみる興隆をみたと理解していた。

たとえば戦後日本の政治学者の最高峰のひとりである高島通敏氏は、一九七九年の日本政治学会年報『五五年体制の形成と崩壊』で、一九五〇年代から七〇年代までの総評・社会党ブロックを、労働運動を中心に農民運動、学生運動、女性運動、消費者運動、平和運動、市民運動、文化運動などにわたる実に広範かつ多様な政治社会運動の連合体にとらえ、それが率いた「革新」の国民運動のメカニズムを分析し、なかでも次のような裾野部分に注目した。それは映画・演劇・舞踊・美術・文学・学術など各分野にわたる広汎な文化団体の活動とそことなんらかの関係をもちながら、同好の志が自主的に集まって「職場や組合組織を網の目のように埋めていた活発なサークル活動」という労働者文化運動総体のことであった。

個人的には、これを総評・社会党ブロックに限定せず、当時これと競合、対抗していたグループも含めて考えるべきだと思うが、こういう強力な労働者文化活動を含めて労働運動が大いに発展した時代があったことに大いに同意する。

ただ筆者は、これを運動分野として考え、暗黙のうちに、この労働運動の心(文化)を育てる部分と体(労働生活条件)を育てる部分を、それぞれの分野を担当する者や機関が特定されると考えていた。

だから、かつて労働者文化活動を担っていた教宣部の衰退や変容を嘆きながらも、それなしでも不十分ではあるが労働運動自体はなりたつものと考えていた。しかし今は、実際にはそれは分野や部門ではなく、労働運動に不可欠な機能であり、同時にこの労働文化醸成の運動や活動は、労働運動のすべての分野や部門で担える、あるいは担うべきものであることと考えている。それを教えてくれたのが、アメリカ労働運動の歴史と今である。

3 知的活動の労働化と 文化機構としての労働運動

総評・社会党ブロックをはじめとする戦後日本の労働運動の原型であり、また人的、知的系譜、すなわち「血筋」からいっても「兄弟姉妹」の関係にあり、さらには部分的にでもその意志を継いだのが、一九二九年の大恐慌後からニューディールを通じて形成され、民主党とともに一九七〇年代まで繁栄の時代を築いたアメリカの労働運動であるというのが筆者の持論であるが、その日米の関係性についてはまた稿を改めるとして、ここでは労働文化的視点から一九三〇年代以降今日までのアメリカの労働運動

について考えてみたい。

フォークソングをはじめいわゆる労働者文化運動が盛んになったのは、一九三〇年代にそれまで資本とその意を体した政府と司法に抑え込まれていた労働運動が、ルーズベルト政権が導入した産業復興法とその後のワグナー法で労働組合の組織化が一気に進み始めたのに伴うことだ。

ただその一方で、失業対策が文化労働者をも対象にし、資本主義再建には労働の積極的な物心両面の支持が不可欠と考えた政府が、アメリカ労働文化の多種多様な称揚に彼ら彼女らの動員を図ったのも大いに影響がある。

ただアメリカの労働者文化活動の特徴は、それがアメリカの労働者の組織化のツールであり、それがやがて彼ら彼女らのライフスタイルに組み込まれていったところにある。

前者はやはり歌であり、これはそれ以前からアメリカのラディカルな労働組合は、新入りに組合員証と共に歌集を渡していたほどで、一九三〇年代の組合集会ではフォークシンガーが必須で、シンギング・レーバームーブメントと呼ばれたその活動は独自のレーベルまでもつにいたっていた。

他方で組織化で多用されたのはレクリエーションやエンターテインメントで、ボーリングとラジオ放送はその必須アイテムだった。ちなみにひところ、アメリカをはじめ先進国における人と人の繋がり希薄化を研究してアカデミックなベストセラーになったパットナムの本のタイトルは、筆者のつたない訳で恐縮だが『ひとりでボーリングかよ』である。

こういう労働運動や社会運動の組織化ツールがその対象となった人びとの日常生活の一部になるものをアメリカでは、ムーブメント・カルチャーと呼ぶが、こういうプロセスをより広い文脈で考えた人に戦後アメリカの代表的な社会学者のひとりであるライト・ミルズがいる。

彼は未完成の遺稿となった著書のなかでそれを論じているが、要は現代人の経験というものは、実際に自分でするよりも、はるかに多く他人によって経験され解釈されたものを通じて行われ、その解釈をつくり伝えるのが、教育、文化、メディア、企業、行政、団体などの各種組織であり、それを「文化機構」と呼んだ。

さきのムーブメント・カルチャーの話は、当時は労働組合や労働運動も、戦後アメリカの文化機構の一翼を担っていたということだ。

そしてここからが大事なところなのだが、アメリカ文化研究者のデニングが指摘したように、それまでどちらかというと一人親方や個人芸、職人業とし

て行われることが多かった、先にあげた文化機構の仕事、いわゆる精神労働が、第一次大戦後から次第に、とりわけ一九三〇年代以降急速に「労働化」、すなわち仕事の内容も「工場労働」のようになり、それにともない従事する人も「文化労働者」になり、さらにそのサービスを受取る人のなかに労働者がたくさんいるようになるということである。

つまりその分野や職場に労働組合があるかどうか、またその分野や職場に関係する労働者文化運動があるかどうかにかかわらず、アメリカ文化という壮大かつ広大なテリトリーが、潜在的に労働運動が組織化の対象にしうるものになり、そこにおける労働文化のありようが、アメリカ社会全体に大きな影響をあたえかねない非常に戦略的なフロンティアが広がったということになる。

ここで思い出してほしいのが、去年から今年にかけてハリウッドで俳優や脚本家のストライキが長く続き、番組に穴が開いたり、映画が撮れない状況となり、日本でも話題になったことである。

このストで組合側が獲得したAIに関する組合員の交渉権は、それまで賃上げなど労働の対価のみ要求し経営の専権事項に手つかずだったアメリカ労働運動にとって画期的なことで、これ自体また別稿が必要な大事な事柄だが、それはここではおいておき、このハリウッドの組合が、戦前ハリウッドをはじめアメリカの映画産業誕生の頃からあり、その組織化範囲はアニメ製作を含めエンタメの生産現場の各種職種に及び、その影響力はかつてレーガン大統領が俳優組合の委員長であったように非常に強力でありつづけているということだ。

最近の日本の芸能界やテレビ、映画、アニメの職場の残酷物語の原因を考えると、太平洋をはさんだエンターテインメントの世界には、すくなくとも労働者の組織化という点で雲泥の差があることに気がつく。

4 労働文化運動のメーンステージとしての組織化

アメリカのこの文化機構で、あらゆる意味において最も重要な場所になっている大学が、いまのアメリカの労働運動でもっとも組織化が成功しているところなのである。

アメリカの大学では、ハーバード、MIT、コロンビア、UCバークレーなど日本の人でも名前はきいたことがあるだろうが、特に研究教育分野でトップクラスの大規模校で、大学院生の組合がのきなみ結成され、

ストライキを行い、大学と労働協約を結んでいる。

なぜなら彼ら彼女らは大学の研究、教育を下支えする労働者であり、この人たちなしには大学は回らないにも関わらず、しかもその労働からは高い高い授業料と莫大な研究成果が生まれるのに比して、地域の最低賃金程度しか払われていない。

数年前までこれら大学院生の組織化は、「労働者」や「労働組合」という世界になじまないのを理由に困難が続いた。

けれどもその職場はおそらくさまざまなハラスメントにまみれ、それを我慢させてきた「大学の先生」になるという将来も望み薄となる一方で、多様な人たちが大学院生となってお互いに知らなかった世界が共有され、また未来が危うい世界に生きる世代として「世直し」に強い関心を持っている。

その彼女ら彼らが、組合という労働文化を見いだしたのである。ここでは、組織化や組合活動自体が「助け合い、支え合いの価値」を体現する労働文化であり、交渉や集会、ストやピケが文化活動なのだろう。

このことに気づいたとき、筆者は先に述べた労働者文化活動は労働者や労働運動のいかなる場所にも宿ることを理解した。

つまりアメリカの最新最強の労働文化と、これまで最も労働組合が苦手とされてきた超高学歴の若者、とりわけ女性による労働者文化活動は、「組織化」なのである。

ちなみに最近の調査によれば、アメリカ国民の組合に対する支持率は六十七パーセント、これだけでも史上最高といわれるが、若年層は七十七パーセントである。いまや労働運動はアメリカ若者文化のひとつの象徴といっている。

この話をしながら、職場の学生たちのことを考えている。彼女ら彼らはみな働いている。立派な労働者だ。けれども誰一人組合員ではない。その職場の正社員やパートタイマーには組合があってもだ。

学生たちから働いていて楽しかった話を聞かなくなった。ゼミはもはや労働相談に近い。日本の学生たちはいま労働文化に飢えている。彼女ら彼らに組織化の手がのびたらどう反応するか。最初は様子見、次におっかなびっくりだが関りをもち、最後にはのめりこむ者もいるのではないか。きっとアメリカの大学院生もそうだったのだろう。

おわりに

それにしても、アメリカの大学院生が集会やストやピケで歌を歌っているのだろうか。けれども組織

化には歌がつきもの。アメリカには運動歌がたくさんある。ちなみにヨドバシカメラのコマーシャルソングのメロディ自体は、もともとはアフリカン・アメリカンのゴスペルソングの歌詞をかえて、アメリカの組合員ならだれでも知ってる「ソリダリティ・フォーエバー」と同じである。

これも職場の大学院生から聞いた話だが、パク・クネ大統領を辞任に追い込んだ韓国のロウソク運動の主題歌は、若者の間で絶大な共感を呼んだテレビドラマのテーマソングだったらしい。

かつて日本でもベトナム反戦運動盛んになりし頃は反戦集会でフォークソングが合唱された。これはもともと組合がサポートしていたものである。最近は皆で声をはりあげる歌がなくなったと思ったら思い出した。

東日本大震災の際にタレントたちがしきりに歌った「上を向いて歩こう」は、安保闘争に敗れた国民にエールを送ろうとして、「こんにちは赤ちゃん」で日本で初めての口語歌を作った永六輔が作詞し、歌声運動の中村八大が作曲し、民謡歌手だった坂本九がはやらしたものだ。

九段南だより

連合総研副所長 伊藤 彰久

被用者の被扶養者の医療保障

被用者保険の「年収の壁」への対応については、厚生労働省が「制度の見直しに取り組む」としています。国民年金第三号被保険者制度の財源に厚生年金保険料が使われていることにより、厚生年金被保険者の世帯の間で不公平感を生じさせています。「制度の見直し」を考える際には、通常厚生年金保険と一体的に適用される健康保険も含まれると思いますので、健康保険の被扶養者について考えてみました。

まず、健康保険の被扶養者は配偶者に限らず、子どもや75歳未満の家族も含まれます。2021年度末の第三号被保険者数が763万人であるのに対し、健康保険組合、協会けんぽ、地方公務員共済組合、国家公務員共済組合、私学共済の被扶養者数の合計は3,108万人と、第三号被保険者の約4倍となっています。ちなみに、保険料を負担している加入者1人当たりの被扶養者数(扶養率)を保険者別にみると、健保組合は0.70人(最大1.41人、最小0.08人)、協会けんぽ0.59人、地共済0.72人、国共済0.76人、私学共済0.55人で、警察共済組合(1.26人)、刑務(1.18人)、防衛省(1.09人)の高さが目に付きます(いずれも2022年度末)。2012年度末の健保組合の扶養率は0.89人で、いずれの保険者においても低下し続けているようです。

外国に目を向けてみると、保険方式を採用しているドイツの疾病金庫は被扶養者について「家族被保険者」として加入資格を認めています。ただし、月の所得が、被用者の平均年間所得の1か月分の7分の1(2022年度末で月520ユーロ＝約8.5万円)以下の配偶者やパートナーが対象とされています。18歳までの子どもや、学校に通っている場合、社会福祉業務に携わっている場合等は25歳まで、親の加入する公的医療保険の家族被保険者となることができます。

また、フランスでは現在、基礎的医療保険被用者について所得や労働時間に基づく適用基準はなく、すべての国民が「基礎的医療保険」にカバーされており、民間被用者の多くには「一般制度」が適用され、医療

保険金庫の被保険者となります。「一般制度」の財源は保険料、社会保障目的の一般社会拠出金(CSG)、CSG以外の税金等約3分の1ずつで構成されています。被用者の保険料は全額事業主負担で被保険者はCSGなどとして負担します。非被用者の保険料は本人負担ですが、所得に応じて0～6.5%に設定されます。扶養家族のうち18歳未満の子ども以外は、所得に応じた保険料負担が求められますが、2016年の「普遍的疾病保護」の改革により、低所得等の保険料や窓口負担に対する税財源による補助制度があるそうです。

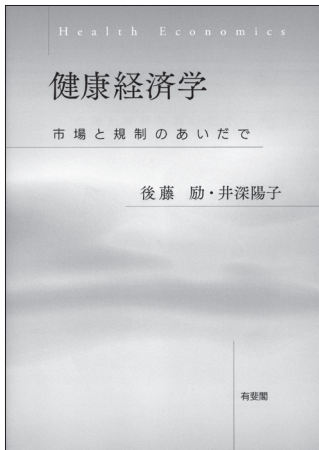
韓国の「国民医療保険」は、2000年に職域保険と地域保険が一体化し、一つの公法人で運営されています(財政統合は2003年)。日本の協会けんぽと国保を合体させたような感じですが、職場加入者(被用者)の保険料は労使折半で、地域加入者(非被用者)には世帯共同で保険料納付義務が課せられますが、広範な保険料減免措置が設けられています。職場加入者の被扶養者として、配偶者、直系尊属、直系卑属とその配偶者等の加入が認められています。

公的医療保障制度はこれら保険方式を採用している国もある一方、英国、カナダ、スウェーデンなど税財源で賄う制度を実施している国も多く、こうした制度では当然ながら保険料という概念がありません。日本では「国民皆保険」いう形ですべての国内居住者の医療アクセスを財政面で保障しています。医療保険では保険料や税の収入を再分配して負担能力の低い人の給付財源として使っているわけですが、税方式においても税の賦課基盤や給付システムを通じて再分配が行われます。いずれの国や地域も負担能力が乏しい人の命と健康を軽視することなく医療アクセスを財政的に保障する工夫を凝らしています。政府の審議会でも制度論が行われる前にも、各保険者の中で保険者自治に基づき労使が負担の在り方を議論する機運が起きたら、制度論の検討の深みが増すのではないかと期待しています。

『「健康経済学」市場と規制のあいだで』

実用的なHealth Economicsの教科書

連合総研主任研究員 遠坂 佳将



後藤 励／井深 陽子著
有斐閣
定価 3,400 円 (税別)

本書は、タイトルに「健康経済学」とあり、医療、介護、健康分野を網羅的にカバーした医療経済学の教科書として、経済理論や実証分析の手法について、実例を交えながら解説されている。本稿ではその中から、①経済学の実証分析で必要となる「因果推論」の手法、②健康に対する需要を理論的に示した「グロスマンモデル」、③我が国でも制度化された「医療技術の経済評価」について紹介する。

①因果推論

政策効果を測るデータを見る上で「相関は因果を意味しない」ことを肝に銘じる必要がある。そこで、因果推論に基づく分析が重要となる。因果推論では、ランダム化比較試験(RCT)が最もエビデンスレベルが高いが、倫理面や費用面で課題が大きいため、観察データ等を用いた分析手法が開発されている。固定効果分析は、個人

固有の属性をコントロールすることで、政策介入の効果を推定する。差の差分分析(DID)は、介入群の二時点間の差から、比較対象群の二時点間の差を引くことで、介入効果を推定する。DIDを行うためには、介入前の介入群と対照群のトレンドが平行に推移していること(平行トレンドの仮定)が必要となる。回帰不連続デザイン(RDD)は、例えば、70歳の誕生日を境に健康保険の自己負担率が3割から2割になるが、こうした政策的变化による行動変化を調べることで、自己負担率が受診行動に与える因果を推計できる。こうした正しい分析手法に基づいた政策効果の評価が不可欠である。

②グロスマンモデル

実証分析は、それが確固たる理論に基づいていることも重要である。グロスマンモデルは、「健康」と「その他の財・サービス」の間のトレードオフを仮定する。一般的な消費者の効用最大化理論に基づきつつ、健康が持つ独自性(非市場財であること)を踏まえ、健康に対する行動をモデル化している。効用関数は、健康指標としての健康時間と健康以外の財の消費という二要素の関数とされる。時間や予算の制約、健康資本の遷移式、健康への投資を決定する関数を所与とし、効用を最大化するような、各期の財の消費量、健康資本の量、健康への投資、投入量が決定される。医療サービス需要の価格弾力性を正しく計測することは、国全体の医療保険財政の問題を考える上で重要であるが、米国RAND研究所では、医療費

の自己負担率の変化が医療サービス需要に与える影響を分析しており、グロスマンモデルを通じて現実世界を捉えることが実践されている。

③医療技術の経済評価

2018年度の診療報酬改定において、医薬品と医療機器の費用対効果を考慮して、部分的な改定が行われるなど、日本でも医療技術の経済評価(HTA)は注目されつつある。HTAは「この薬の薬価はいくらであるべきか」とする規範的分析である。HTAでは、医療サービスの消費者の効用の代理指標として質調整生存年(QALY)を用いる。これは生存年にQOLのウェイトを掛けて算出する。QOLはEQ-5Dという調査票を用いて測定され、これにより健康の価値が数値化される。新薬が既存薬に比べてどの程度費用対効果に優れているかを評価する場合、新薬と既存薬の効果の差と費用の差の大きさを比較する。その際、1QALY改善するために、必要な追加費用はどの程度まで許容されるかを示す基準として、増分費用効果比(ICER)の閾値が設定される。これは資源配分の効率性を判断する指標ともいえる。医療保険財政がひっ迫する日本において、HTAは今後さらなる検討が進んでいくものと考えられている。

これらのテーマは、EBPMを実現する上で重要な論点であり、本書は政策立案者にとって、有益な示唆をもたらしてくれる必読の書と言えるのではないだろうか。

文化芸術の鑑賞動向 — 地域と世代、そしてアニメーション —

今月の特集テーマ「文化芸術と社会」に関連して、2023年3月に文化庁が公表した「文化に関する世論調査報告書」などから文化芸術の鑑賞の動向について考察する。

はじめにこの1年間に文化芸術イベントの直接鑑賞の有無について、あると回答した人の割合は52.2%であり、上位のジャンルは「映画(アニメーション映画を除く)」(26.2%)、「美術」(18.4%)「歴史的な建物や遺跡」(17.9%)となった(図表1)。

一方で、「鑑賞したものは無い」と回答した人にその理由を尋ねる項目については、「新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展示会などが中止となった、又は外出を控えたから」と回答した人の割合が29.0%と最も多く、次に「関心がない」が22.6%、「近所で公演や展示会などが行われていない」が12.8%と続く(図表2)。

直接鑑賞した人たちの回答状況から映画館や美術館

が芸術鑑賞の一番身近な場であることがうかがえる。また、直接鑑賞しなかった人たちの回答の中で、コロナ禍の影響や「関心がない」を除くと、「近所で公演や展示会などが行われていない」が上位であることから、当該の地域に芸術鑑賞施設のある・なしが直接鑑賞の有無に影響するものと推察される。

特集の吉澤論文では、芸術活動の環境整備や享受へのアクセスに国の責務が限定的であるとの指摘があったが、その環境整備においても地域における芸術鑑賞施設数の差¹に留意する必要があると考える。しかし、これはただ単純に芸術鑑賞施設を増やすということではない。芸術鑑賞施設がなくても、学校や地域施設との連携を図りながら出張展示・ワークショップの実施や映画の地域上映会を開催している事例もある。また、一部の美術館や博物館ではVR²技術を活用し館内を自由に散策できるサービスもあり、この場合、通信環境さえあれ

図表1 (この1年に) 直接鑑賞した文化芸術のジャンル (上位10項目) (複数回答)

	全体	性別		年齢別						
		男性	女性	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
回答者数	3,000	1,450	1,550	62	339	384	502	484	433	796
映画 (アニメーション映画を除く)	26.2	26.1	26.3	40.3	37.2	29.7	25.7	27.5	26.8	18.1
美術 ※美術には、絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、写真、デザイン、建築、服飾、メディアアート(コンピューターや映像を活用したアート) などを含む	18.4	17.1	19.6	21.0	18.3	17.7	14.5	17.1	18.5	21.7
歴史的な建物や遺跡 (建造物(社寺・城郭など)、遺跡、名勝地(庭園など)の文化財)	17.9	18.7	17.1	16.1	16.8	14.8	18.3	19.4	18.2	18.5
アニメーション映画	13.1	14.5	11.9	46.8	25.7	21.1	18.9	10.7	6.2	2.9
歴史系の博物館、民俗系の博物館、資料館など	12.6	13.7	11.5	27.4	12.1	10.4	10.4	15.1	12.7	12.6
ポップス、ロック、ジャズ、歌謡曲、演歌、民族音楽など	12.3	10.7	13.9	17.7	15.9	12.8	12.0	15.5	13.2	8.0
オーケストラ、室内楽、オペラ、合唱、吹奏楽など	10.2	9.0	11.4	21.0	10.0	7.0	7.8	7.2	10.2	14.4
ミュージカル	5.4	4.1	6.5	11.3	8.8	6.3	4.8	6.2	4.8	3.1
食文化の展示、イベント	4.3	4.8	3.7	6.5	6.2	5.2	5.4	4.8	2.5	2.8
地域の伝統的な芸術や祭り (民俗文化財)	4.2	4.1	4.3	6.5	5.6	3.9	3.8	5.2	3.2	3.6

※各回答の単位は%

出典:文化庁「文化に関する世論調査報告書」(2023年)を参考に筆者が作成

ばどこからでもアクセス可能となる。このような創意工夫を国や自治体は積極的に支援するとともに、例えば、企業労使が展示や上映会の会場として会社施設を提供し運営などにも協力することができれば地域活性化への貢献にもつながるであろう。

先述したアンケート結果について世代間でみると18-19歳に特徴的な動向がみられる。18-19歳が直接鑑賞したジャンルとしては、映画が40.3%、アニメーション映画も46.8%と映画鑑賞が人気のコンテンツになっているが、ほとんどのジャンルで全体の値を大きく超えており、この世代の文化芸術に対する積極的な鑑賞姿勢がみられる。一方で「関心がない」と回答したのもこの層で、30.8%と世代間で一番高い数値になっており、この層の文化芸術への関心は二極化の傾向にあると思われる。

地域活性化にアートを取り入れている自治体が増えていることは解題でも示したが、そのターゲット層として直接鑑賞に積極的な若年世代を意識してはどうか。もちろんその層が「入場料・交通費などの費用がかかり過ぎる」と感じていることに留意しなければならないが、結局は良いコンテンツを作っていくことが重要であることは言うまでもない。その際、直接鑑賞するとの回答が高かったアニメーション映画や昨今ブームとなっているアニメツーリズム(「聖地巡礼」³⁾)に創意工夫のヒン

トがある。日本のアニメーションは、親しみやすい作品からアート性の高い作品まで幅広いコンテンツがあり、海外からの評価も高く、人材も優秀であり、この地の利を生かしたい。このようにアニメーションから入る文化芸術には鑑賞する側、アートを発信する側双方にとって大きな可能性があると考える一方で、アニメーションの現場で働く人たちの処遇の低さを思うと複雑な気持ちにもなる。彼らの処遇改善にも労働組合の奮起を期待したい。

(連合総研主任研究員 松岡 康司)

- 1 参考(人口10万人あたりの映画館の数) <https://www.cinemastyle.jp/feature/13454/>
参考(人口10万人当たりの美術館の数) <https://todo-ran.com/t/kiji/14216>
映画年鑑(2023年版)に記載の各都道府県のスクリーン数を人口10万人あたりの数として計算すると、ベスト5は5~4スクリーン、ワーストは2を切ってしまうスクリーンしかない。また、美術館についても文部科学省の社会教育調査(2015年)に記載の各都道府県の美術館数を人口10万人あたり数とすると、ワーストは0.16館で全国平均0.84館を大きく下回る。
- 2 コンピューターによって創り出された仮想的な空間などを現実であるかのように疑似体験できる仕組み。
- 3 アニメ・漫画などの舞台となった土地や建物を、聖地と称して訪れること。

図表2 鑑賞しなかった理由(上位10項目)(複数回答)

	全体	性別		年齢別						
		男性	女性	18-19歳	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70歳以上
回答者数	1,433	706	727	13	123	163	234	242	213	445
新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会が中止になった、又は外出を控えたから	29.0	21.8	35.9	7.7	6.5	19.6	27.4	24.8	34.3	39.8
関心がない	22.6	25.9	19.4	30.8	25.2	27.6	25.2	23.1	19.7	19.6
近所で公演や展覧会などが行われていない	12.8	10.8	14.9	30.8	8.9	8.0	11.1	11.6	14.6	16.0
入場料・交通費などの費用がかかり過ぎる	10.8	9.3	12.2	30.8	7.3	11.0	12.4	11.2	10.3	10.3
仕事・学業などで時間がなかなか取れない	7.0	6.7	7.3	7.7	8.1	10.4	10.7	11.2	4.7	2.2
一緒に行く仲間がない	6.1	6.5	5.6	7.7	5.7	8.0	6.0	8.3	3.8	5.4
テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネットなどにより鑑賞できる(鑑賞した)ので	6.1	5.7	6.5	7.7	2.4	3.7	3.8	5.8	4.7	9.9
魅力ある公園や展覧会などが少ない	5.8	5.4	6.2	7.7	0.8	6.1	4.3	6.6	4.2	8.1
育児・介護などで時間がなかなかとれない	4.7	1.4	8.0	7.7	3.3	16.0	7.3	4.5	1.4	1.3
健康上の理由から	4.0	1.8	6.2	7.7	0.8	1.2	2.6	2.9	4.2	7.2

※各回答の単位は%

出典:文化庁「文化に関する世論調査報告書」(2023年)を参考に筆者が作成

INFORMATION

【2月の主な行事】

- 2月7日 所内・研究部門会議
第1回所内研究成果報告会（多田主任研究員）
- 8日 第1回フリーランスの実態に関する調査研究委員会
（主査:呉 学殊 労働政策研究・研修機構特任研究員）
- 21日 所内・研究部門会議
- 28日 所内勉強会（講師：遠坂主任研究員）

発行人／市川 正樹
発行日／2024年4月1日
発行／公益財団法人連合総合生活開発研究所
〒102-0074
東京都千代田区九段南 2-3-14
靖国九段南ビル5階
TEL 03-5210-0851
FAX 03-5210-0852

印刷・製本／株式会社コンポーズ・ユニ
〒100-0011
東京都千代田区内幸町 1-3-1
幸ビルディング6階
TEL 03-4330-0741
FAX 03-4330-0730

ISSN 2758-6030

editor

今月号の特集テーマ「文化芸術と社会」はいかがだったでしょうか。おそらくこれまでにないテーマではあるが、将来の先行きが不透明なときこそアートは創造され、必要とされる。まさに今の社会情勢を鑑みれば時宜を得た内容だと自負している。

アートの本質はコミュニケーションであると解題でも述べたが、補足する

ならばそれは単なる伝令ではなく、伝えたい当人の意思が働いていなければならない。昨今、どの組織においてもコミュニケーション強化が標榜されるが、それすらも伝令と化していないだろうか。受け取る側も感受性を高め自分の意思を持ちたいと改めて思う。

（人間賛歌は勇気の賛歌）